

「公共施設の見直し指針」策定に関する意見書

中間報告書

平成 22 年 3 月 25 日

長野市行政改革推進審議会

「公共施設の見直し指針」策定に係る検討部会

【目 次】

1 . はじめに（見直しの理由、経過）	2
2 . 見直し対象となる公共施設.....	3
3 . あるべき公共施設のすがた （見直しの目標）	4
4 . 公共施設の現況把握	5
5 . 公共施設の見直しの進め方.....	6
(1) 見直しに向けて （情報の把握と公開）	6
(2) 見直しの指標 （優先度）	6
(3) 見直しの方法	7
6 . むすび.....	8

1. はじめに（見直しの理由、経過）

長野市は、平成 18 年度から取り組んでいる「財政構造改革プログラム」および平成 19 年度に策定した「行政改革大綱実施計画」に基づき、行政改革を進めています。

これまでも「行政サービスの利用者負担の見直し」を行うなど、一定の成果が認められますが、「公共施設の統廃合等を含む見直し」については、計画どおりに進んでいないのが現状です。

その理由について長野市では、「全庁的な視点での具体的な検討」、「複数の部局におよぶ検討を行う基準、方法の策定」が課題であるとしています（平成 21 年度行政改革推進委員会行政評価部会の事務事業評価結果）。

また、長野市においては平成 17 年 1 月の 1 町 3 村（豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村）との合併、平成 22 年 1 月の 1 町 1 村（信州新町、中条村）との合併により、公共施設の数が増加してきており、その再編見直しは一層、急務になっています。

一方、公共施設の再編見直しは今、地方公共団体の新たな課題でもあります。国は、「行政改革推進法¹」（平成 18 年法律第 47 号）に基づき、地方公共団体の行政改革推進に向け、財務 4 表の作成・公表など地方公会計の整備を行っていますが、この中で「資産台帳の整備」、「資産の有効活用」が求められているからです。

長野市の公共資産総額は平成 21 年 3 月末、7,588 億 6,115 万円となっていますが、こうした社会資本の整備に伴い維持費も増加するところから、効率的な管理運営が必要になっています。

そこで、長野市は公共施設の見直しを進めるに当たり、その方針と方法を盛り込んだ指針を策定すべく、当審議会に意見を求めたところです。

当審議会は、これらの状況等を踏まえながら、「公共施設の見直し指針」策定に係わる検討部会も発足させ、審議を進めてきました。

この意見が、長野市における今後の公共施設のあり方を示すと同時に、地域社会の活性化や、市民と市との協働の更なる進展に寄与することを期待します。

¹ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

2. 見直し対象となる公共施設

長野市が所有している財産（公有財産）は、土地・建物など不動産、動産、各種権利などがあります。

その中の公共資産には、庁舎や議場など市政運営に必要な資産「公用財産」と、市民へ公共サービスを提供するために利用される資産「公共用財産」がありますが、今回の見直し対象は、市民生活に直接関係がある「公共用財産」とすることが適切と考えます(以下、公共施設)。

具体的には、公民館、福祉施設、教育施設（学校含む）、観光施設、公園などになります。市町村合併により平成 22 年 1 月現在、100 箇所増えて 889 箇所になりました。

公有財産	地方公共団体の所有する不動産、動産、及び各種権利
行政財産	公用又は公共用に供する財産
公用財産	地方公共団体はその事務・事業を執行するために使用する財産 (庁舎、議事堂、試験場、研究所等)
公共用財産 (公の施設)	住民の一般的な共同利用を目的として供する財産 (公民館、福祉施設、教育施設、観光施設、公園等)
普通財産	行政財産以外の財産

3. あるべき公共施設のすがた（見直しの目標）

公共施設は、公共サービスの提供を目的として、市民の税金等を財源として整備されているものですから、その見直しについては、市の財政上も市民の利用上も、より効率的、効果的に活用される施設とする方向で行われる必要があります。

見直しの方向、目標となる、あるべき公共施設の姿とは、次のように考えます。

(1) 最小の経費で最大の効果を発揮している施設（コスト縮減の観点）

市の負担経費（コスト）は最小で、公共サービスの質や量は最大の効果を発揮していることが望ましいと考えます。そのためには、利用状況が収支状況や施設状況と一定のバランスがとれていなければなりません。

(2) 公共サービスの増進に寄与している施設（サービス向上の観点）

時代の変化と共に生じた市民ニーズの変化に対応し、設置された当初の目的が実現され増進されていることが望まれます。

(3) 各施設の市域全体における適正な配置

旧市町村の枠を越え、重複や過剰な配置を避けて、全市的な視点から適正な再編配置が望まれます。また、民間も含めた類似施設とのバランスも必要です。合併に伴い著しくなってきた地域の特性についても、十分に考慮する必要があります。

(4) まちづくりの視点を考慮した施設

公共施設は、各地域のまちづくりを考える際に、欠くことができないものです。その施設は地域の特性に合致しているものであり、その魅力を十分に発揮できるものとなることが望まれます。

そのため、施設の再編、および、管理運営には地域住民との協働が欠かせません。

4．公共施設の現況把握

公共施設に関するあらゆる情報を、的確に網羅的に把握し、各公共施設の所管課だけではなく、市の全ての課・職員、更には市民とも共有しなければなりません。その方法と内容については、概ね次の事項が適当と考えます。

(1) 公共施設に関する情報を総合的に管理する台帳の整備

長野市では公共施設など市所有財産を管理する公有財産台帳を整備していますが、この台帳には施設の名称、所在地、面積、用途、取得年月日、取得価額等の記載項目だけで、利用状況、管理運営に要する経費などの項目は登載されていません。

また、市においては地方公会計改革に伴い、新たに公有財産台帳の整備を行うこととしていますので、これに合わせ、次に掲げる項目等についてもこの台帳に登載し、一元的に総合的な情報管理が行えるよう、整備する必要があります。

利用状況

管理運営経費

利用料の収入額と利用者負担の割合

税を財源とする支出額

管理運営に要する人員の配置状況と人件費

施設状況

(2) 公共施設を包括する行政の計画

市が策定している各行政分野における個別計画と公共施設との関連を整理すると共に、一覧表として整備する必要があります

(3) 公共施設の配置状況

市が公式 HP で公開している行政地図情報などを活用して、長野市における公共施設の全体の規模、数、施設群（行政分野別）の配置状況が分かる地図等を整備する必要があります。

施設群については、都市部、中山間地域、合併関係、旧合併関係町村などの地域の特性と共に、観光振興など行政の計画の別などが考えられます。

また、地図等には、類似するサービスを提供している民間事業者、国・県などの所有する公共施設についても、合わせて登載することが必要です。

5. 公共施設の見直しの進め方

(1) 見直しに向けて (情報の把握と公開)

まずは、前述のように公共施設の状況を正確に把握し、情報公開が必要です。

(2) 見直しの指標 (優先度)

これまで、財政構造改革プログラム(平成18年度~22年度)においては、見直す施設として、「充足(過剰)施設」、「利用者が少ない施設」、「利用者を限定した施設」を掲げています。

また、市が実施している事務事業評価においても、見直しの観点として「利用者、対象者の減少など市民ニーズが低下していないか」、「対象者の範囲が狭く、特定の利用者に限られていないか」などを項目に掲げています。

見直し対象を優先的に絞り込むための指標として、次の3項目が適切と考えます。

利用状況

指標の内容としては、「利用者数が減少しているか、又は目標(計画)している利用者数に達しているか」が適切と考えます。

また、この際、利用者の数だけではなく、利用者の性質(利用者層)の状況等についても把握する必要があります。

なお、公共施設の種類によっては、利用者の把握が困難な場合も想定されますが、その施設を設置計画や目標など、いずれかの適切な方法で検証する必要があります。

収支状況

指標の内容としては、「基準」に基づく負担額(利用する人に負担を求める額)に対する収入額(利用している人が負担している額)の比率に一定の水準を設けることが適切と考えます。

また、利用料を無料とする公共施設については、利用者一人(または一件)当たりのコストにおける類似施設との対比などが、指標の内容として考えられます。

施設状況

大規模な修繕、または更新計画が予定される公共施設については、その時機に合わせて、優先的に見直しを行う必要があります。

指標の内容としては、当初に取得した価額(台帳の価額)に対する、修繕または更新工事に要する費用の比率に一定の水準を設けることが適切と考えます。

これは一律的な基準を設けるものではなく、その後、各施設毎に、どのような内容、どの程度の水準が適当なのか、地域の特性なども加味し、具体的に検討します。

(3) 見直しの方法

見直しは、全ての公共施設について行う必要があります。ただし、優先的に見直すとした公共施設については、市は必ず、具体的な再編案を策定することとします。

全ての公共施設について共通する事項

市民ニーズの把握(需要)

市民のニーズとして把握する方法、内容等については、市において、一定の基準等を設けることが必要です。

一定の基準等を設けることにより、全庁的な視点での比較検討が行いやすくなり、市民への説明も分かりやすくなります。

加えて、把握した市民のニーズを整理し一元的に管理できる方法と、効果的に公共施設の見直しに活用できる方法についても、併せて検討する必要があります。

なお、利用者が長野市民だけではない公共施設もあるので、それらの施設に関するニーズの把握については、その点を十分に考慮することも必要です。

公共サービスの検証(供給)

検証の視点としては、

- * 公共施設を設置した目的に対して、状況の変化はないか
- * 公共施設を設置した目的の実現に向け、効果的な利用方法であるか

検証に当たっては、公共施設が設置されている地区だけではなく、隣接する地区、長野市全域からの視点や、地域の特性についても十分に考慮する必要があります。

市民との協働

市民と市との協働は次の2つの場合になると考えられます。

- * 再編案や計画の検討段階における協働
- * 管理運営における協働

市民と市との協働に関する留意点は、次のとおりです。

- * 全市的な視点
- * 情報の公開、共有

具体的パートナーとしては、地域の住民や住民自治協議会、NPO や公益法人、民間事業者等が考えられます。

施策との関連

公共施設には各々、設置の目的があり、その目的の背景には市の施策、計画がありますので、十分に考慮する必要があります。

環境への配慮

緑化の推進、省エネルギー、省電力など環境への配慮が必要です。

優先的に見直し対象になった施設に関する事項

組織・体制の整備

見直し案策定の作業は前述どおり、多角的総合的に行うことが必要になります。そのため、市においては総合的な視点で検討が行える体制を整える必要があります。

部局を横断した行政改革推進委員会を中心に、専門的に担当する部署を設けると共に、見直し案について本審議会に意見を求めるなど、外部の意見を取り入れる工夫も必要です。

さらに市は、情報の公開に努めるとともに、住民自治協議会を始め様々な団体と積極的に協働を図り、公平な視点で見直し案を策定する必要があります。

見直し案の策定

見直し案は、実現可能な、具体的な計画とすることが必要です。

そのため、施設を維持継続するコスト、廃止するコスト（撤去費等）などについて明らかにするとともに、利用者増に向けた方策や利用料金改定も含めた経営改善策や、廃止（売却か撤去か）、継続（目的の変更か管理運営方法の変更か）などについても示すものです。併せて、実施工程等も示します。

なお、見直し案の検討、策定状況に関する情報についても原則、公開とすべきです。

見直し案の実施

計画については、期限を定め、早期に実施する必要がありますので、市においては、計画が直ちに実施できるよう、責任を有する体制を整えておく必要があります。

なお、計画の進捗状況、経過等に関する情報についても原則、公開とすべきです。

6. むすび

社会経済情勢等の変化に合わせ、市民生活において必要とされる公共サービスも、その質、量において変化しています。また、NPOなど、公共サービスの担い手にも変化が生じてきています。

このような状況において、市民生活と直接的に関わっている公共施設のあり方については、不断に見直しを行っていく必要があります。

このような点からも、本意見書における公共施設の見直しに関する考え方は、既存の施設に限らず、新たに設置される施設についても同様であるものと考えます。